

トップランナー方式の導入について①

- 基本方針2015に基づき、歳出の効率化を推進する観点から、歳出効率化に向けた業務改革で他団体のモデルとなるようなものを地方交付税の基準財政需要額の算定に反映する取組を推進
- その際、財源保障機能を適切に働かせ、住民生活の安心・安全を確保することを前提として取り組む。

取組の概要

- 地方行政サービス改革に係る調査によって把握することとしている地方団体の業務改革のうち、単位費用に計上されている全ての業務(23業務)についてトップランナー方式の検討対象とする。
 - ※ 法令等により国が基準を定めている業務や産業振興・地域振興等の業務はトップランナー方式になじまないことから対象としていない。
- このうちできる限り多くの業務(16業務)について平成28年度に着手。地方団体への影響等を考慮し、複数年(概ね3～5年程度)かけて段階的に反映。
 - ※ 地方団体の人口規模の違い等の地域の実情を踏まえて算定。
- 残る業務について、平成29年度以降、課題等を検討し、可能なものから導入。

【平成28年度に着手する取組】

対象業務	基準財政需要額の算定項目		基準財政需要額の算定基礎とする業務改革の内容
	都道府県	市町村	
◇学校用務員事務 (小学校、中学校、高等学校、特別支援学校)	高等学校費 特別支援学校費	小学校費、中学校費、 高等学校費	民間委託等 (現行：直営、一部民間委託等)
◇道路維持補修・清掃等	道路橋りょう費	道路橋りょう費	
◇本庁舎清掃 ◇案内・受付 ◇公用車運転 ◇本庁舎夜間警備 ◇電話交換	包括算定経費	包括算定経費	
◇一般ごみ収集	—	清掃費	
◇学校給食(調理) ◇学校給食(運搬)	—	小学校費、中学校費	
◇体育館管理 ◇プール管理 ◇競技場管理	その他の教育費	その他の教育費	指定管理者制度導入、 民間委託等 (現行：直営、一部民間委託等)
◇公園管理	その他の土木費	公園費	
◇庶務業務 (人事、給与、旅費、福利厚生等)	包括算定経費	包括算定経費	庶務業務の集約化
◇情報システムの運用 (住民情報、税務、福祉関連等の情報システム)	—	戸籍住民基本台帳費、 徴税費、包括算定経費	情報システムのクラウド化

※ 下線の項目については、既に業務改革を前提とした経費水準としており、平成28年度から経費区分を給与費から委託料等に見直し。

トップランナー方式の導入について②

【平成29年度以降導入を検討するもの】

検討対象業務	基準財政需要額の算定項目		業務改革の内容	課題等
	都道府県分	市町村分		
◇図書館管理	その他の教育費	その他の教育費	指定管理者制度導入等	<p>○地方団体から以下の意見がある。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・教育機関、調査研究機関としての重要性に鑑み、司書、学芸員等を地方団体の職員として配置している。 ・福祉分野は業務の専門性が高く、直営を選択している。 <p>○実態として指定管理制度の導入が進んでいない。</p> <p>○社会教育法等の一部改正法(2008年)の国会審議において「社会教育施設における人材確保及びその在り方について、指定管理者制度の導入による弊害についても十分配慮し、検討すること」等の附帯決議あり。</p>
◇博物館管理	その他の教育費	-		
◇公民館管理	-	その他の教育費		
◇児童館、児童遊園管理	-	社会福祉費		
◇青少年教育施設管理	その他の教育費	-		
◇公立大学運営	その他の教育費	その他の教育費	地方独立行政法人化	<p>○地方団体から以下の意見がある。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・小規模な公立大学については、法人化にコストがかかることから効率化が困難となる可能性がある。 ・学部によって、民間との共同研究等による外部資金の獲得等、効率化可能な程度が異なる。
◇窓口業務 (戸籍業務、住民基本台帳業務、税証明業務、福祉業務等)	-	戸籍住民基本台帳費、徴税費、社会福祉費、高齢者保健福祉費、保健衛生費	総合窓口・アウトソーシングの活用	<p>○第31次地方制度調査会において、窓口業務に係る外部資源の活用方策について検討中である。</p> <p>○政府内において、窓口業務等の民間委託の為の業務マニュアル・標準委託仕様書(案)を作成予定(平成28年度)である。</p>